

市町村におけるNPO・ボランティアとの協働事業等調査（平成27年度実績）

平成28年9月 / 埼玉県 県民生活部 共助社会づくり課

①NPOへの事業委託	P.	1
市町村が実施責任を負う事業(公共サービス)を、NPOに委託して実施する事業		
②NPOとの事業共催	P.	86
NPOと市町村とがそれぞれ、又は双方で構成された実行委員会等が主催者となって、イベント等の企画や運営、実施に当たる事業		
③NPOの事業協力	P.	196
NPOと市町村とが協力して、一定期間、継続的に事業を実施する事業		
④NPOへの補助	P.	322
・特定の事業や研究等を育成、助長するために、公益上必要があると認めた場合に、相手方から対価を受けないで支出するもの		
・協働の観点からNPOと行政との共通の目的を達成するために公金を配分する方法		

(注意)

- ①～④の項目ごとに、県内市町村の平成27年度の実績を調査したものです(調査時点 平成28年3月31日)。
- NPOの範囲について、地域性の強い団体や公益性の高い団体等であっても、本来の活動以外に社会貢献活動を行っている場合には対象に含めていません。